

未来に誇れる「水と緑と人を大切に、自然と共生するまち」 づくりに関する請願書

● 趣旨

環境基本法(平成5年法律第91号)および高島市環境基本条例(平成17年高島市条例第371号)の規定ならびに高島市環境基本計画(平成29年3月改定)に基づき、行政に対して高い志と責任ある行動に加えて、実効性のある市民参加を進めた市民を主体として一体となった運営を強く望みます。

美しく豊かな高島市で暮らす私たちは、環境の保全と創造のもと行政、市民および事業者の責務を明確にし、あらゆる施策を実行するためには、現在および未来の市民が自然と共生しながら健康で文化的な生活が送れるよう、今を生きる者が責任をもって次世代に引き継がなければならないと考えます。

● 理由

高島市環境基本条例および高島市環境基本計画により、市民の環境にこだわり「水と緑と人を大切に、自然と共生するまち」をめざすべき環境像として掲げ、現在にも至る本市の指針としての役割を担っています。

なかでも高島市環境基本条例の前文は、多くの市民が構成する高島市未来へ誇れる環境づくり推進委員会において、高島市として6町村が合併した平成17年に研究・議論され、その基本的な考え方が広く市民に共有されました。

以下に引用します。

私たちのまち「高島市」は、古来より緑豊かな山々と清き水が流れる川と生命を育む琵琶湖に囲まれ、美しく豊かな自然の中で、生活を営み、郷を築き、関西圏と北陸圏を結ぶ交通の要衝として栄え、さまざまな歴史や文化、景観を形づくってきた。

20世紀に入り、著しく進展した科学技術と社会経済活動のおかげで、私たちの生活は物質的に豊かで便利になった。

しかし、この社会経済活動の陰で、私たちの日常生活や様々な事業活動から生ずる環境負荷は増大し続けた。

私たちの生活を支えてきた森林は荒れ、鳥獣害が増え、川は汚れ、放置された田畑が目立つようになり、琵琶湖の水環境は依然として予断を許さない状況にあるなど、生活環境の中にも自然環境の中にも多くの問題が発生している。

また、その環境負荷は地球温暖化のような地球規模の環境問題にまで発展している。もはや環境にかけられる負荷に限界があることは誰の目にも明らかであり、

今日の環境問題を解決しようとするれば、社会の仕組みそのものを見直さなければならない。

21世紀をむかえ、今こそ私たちは、将来の世代に自然と調和した健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を引き継ぐため、社会構造を自然と人が共生する持続可能な循環型社会へと変えていかなければならない。

このような認識のもと、市、市民、事業者が一体となって互いの協働により、美しく豊かな高島市の環境を保全し、持続可能な循環型社会を実現することをめざします。

この前文には学ぶべきことが多く、良好な環境を引き継ぐには協働が不可欠であると改めて考えさせられます。

私たちは、急速な少子高齢社会や価値観の相違など市内の情勢を踏まえ、環境分野にとどまらず、地域コミュニティ・防災・福祉・教育(子育てを含む)などあらゆる分野の問題を、市民(団体)や事業者と行政が協働して、一つひとつ着実に迅速かつ適確に解決できるよう、行政の姿勢を再確認したうえで運営していただくようお願いいたします。

そのためにも人口減少対策、雇用の創出促進・若者定住対策として企業誘致などの施策にとりくまれる施策について、前述の市民協働により自然豊かな環境に配慮し、未来の世代に責任をもつ考え方は維持されているか、常に検証しつつ下記のとおりお願いします。

1. 新規に山林や農用地を確保し開発するのではなく、現在市が保有する土地を有効活用しつつ周辺で暮らす市民および活動する団体に配慮してください。
2. “形式的な市民参加”からの脱却をキーワードに、現行の市政モニター制度やパブリックコメント手続制度をフル活用し、主体的に活動する市民や団体の活動やメッセージを把握し、今以上の行政における情報公開と提供を進め、現場における対話を重視してください。
3. 環境基本計画を推進するために行政だけでなく、市民、地域コミュニティ(区・自治会等)、事業者、市民団体、教育機関など様々な主体が環境施策の担い手としてそれぞれの役割と責任を明確にするとともに強力な推進と効果的な体制を整備してください。

- ① 環境保全活動を推進するうえで最も重要な役割を果たす区・自治会のエリアごとに、環境保全活動を推進する担当者「環境推進員」を置いてこの環境推進員を中心に環境学習を通して身近な市民生活の中から推進してください。
 - ② 1970年代後半、琵琶湖の淡水赤潮の発生を機に女性を中心に合成洗剤の使用をやめて粉石けんを使おうという運動、いわゆる「石けん運動」をモデルに行政と連携を図りながらとりくまれた「エコライフ推進協議会」を充実発展させてください。
 - ③ 率先的・モデル的に環境保全活動としてプロジェクトを実践するために、様々な主体間の連携を強化するとともに多くの市民の積極的な参画を促し、活動の担い手のネットワークをつくってください。
 - ④ 環境基本法第44条および高島市環境基本条例第24条の規定に基づき設置する環境審議会について、良好な環境保全に関する重要かつ基本的な事項を調査審査され、諮問機関としての役割を果たしてください。
 - ⑤ 「環境政策推進本部」とする市役所内部の組織と意識を見直し、環境基本計画の推進、連絡・調整、環境マネジメントシステムの運用など各部局間の調整や進捗状況の進行管理など庁内の推進体制を強化してください。
4. 地球の温暖化や社会情勢の変化、科学技術の進歩などに応じて、随時・適確に環境基本計画の内容を見直すとともに環境方針を公表し、目標を設定し、目標に向けた行動計画(plan)を作成し、実行(do)、点検(check)、改善(action)し続けてください。

以上

2020年11月16日

高島市議会議長様